

通 所 介 護 (通所介護 1日型デイサービス)

提供するサービス料金とその利用料

(1) 通所介護費用 (要介護 1～5)

(1 単位 : 10.45円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上6時間未満	567	670	773	876	979
6時間以上7時間未満	581	686	792	897	1,003
7時間以上8時間未満	655	773	896	1,018	1,142

加算費用

加算種類	内 容	単 位 数
入浴介助加算 (I)	サービス利用時、入浴をした場合	40単位/回
サービス提供体制強化加算 I	職員の配置基準に基づき、介護福祉士の比率70パーセントを満たしている場合	22単位/回
中重度者ケア体制加算	要介護3、4、5の方の割合が30%以上いる場合	45単位/回
認知症加算	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が20%以上いる場合で日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が対象	60単位/回
ADL維持等加算 (I) または (II)	事業所においてADLの維持または改善の度合いが一定の水準を越える等の要件を満たした場合	(I) 30単位/月 (II) 60単位/月
個別機能訓練加算 (I) イ	機能訓練指導員を専従一名以上配置している場合	56単位/回
個別機能訓練加算 (I) ロ	(I) イに加えさらに、機能訓練指導員をサービス提供時間を通じて配置している場合	85単位/回
個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合	20単位/月
科学的介護推進体制加算	ADL値等の基本情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供する為に、必要な情報を活用している場合	40単位/月
口腔栄養スクリーニング加算 I	6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当の介護支援専門員に報告している場合	20単位/回 ※6カ月に一度算定
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している場合	所定単位数の 5.9%
介護職員等特定処遇改善加算 I		所定単位数の 1.2%

※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月末までの間、基本報酬に

0.1%の上乗せとなります。

(2) 1日型デイサービス(要支援1~2・事業対象者) (1単位:10.45円)

要介護区分	事業対象者・要支援1 (週1回利用)	要支援2	
		週1回利用)	(週2回利用)
単位数	1,672単位/月	1,672単位/月	3,428単位/月

加算費用

加算種類	内容	単位数
サービス提供体制 強化加算 I	職員の配置基準に基づき、介護福祉士の比率70パーセントを満たしている場合	事業対象者・要支援1 88単位/月
		要支援2 176単位/月
運動器機能向上加算	機能訓練指導員を配置し、利用者ごとの運動器機能向上計画に従って運動器機能向上サービスを行っている。	225単位/月
科学的介護推進体制加算	ADL値等の基本情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供する為に、必要な情報を活用している場合	40単位/月
口腔栄養 スクリーニング加算 I	6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当の介護支援専門員に報告している場合	20単位/回 ※6カ月に一度算定
介護職員処遇 改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している場合	所定単位数の 5.9%
介護職員等特定 処遇改善加算 I		所定単位数の 1.2%

サービス単位数に10.45円(乙地5級地)をかけた金額の1割から3割が利用者の方の負担となります。

(3) その他の費用

① 食費

昼食の食費として、1日あたり550円を実費負担して頂きます。

② 利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合、路程1キロメートル当たり20円を実費として頂きます。

③ 通所介護利用時において通常必要となるおむつなどについては、持参して頂きます。

④ 手芸等で必要な材料費については、実費負担となります。

* 被爆者健康手帳を所持されている方は、介護費について助成があります。また、低所得者で生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担(介護費)を減免する制度があります。